

集合住宅におけるペット飼育

—管理規約運用の揺れ動き事例—

新島典子

1. 問題の所在

集合住宅でペット⁽¹⁾を飼う人が増えている⁽²⁾。成人の6割強には飼育の意向があり⁽³⁾、集合住宅で飼育してもよいと思う人が2.3%、ルールを守ればよい、が57.5%との調査もある⁽⁴⁾。ペット関連領域での先行研究でも様々な飼育の効用が示され、ペットは飼主を「癒す」存在とも言われる。その大半が血圧を下げる等の飼育の効用に焦点を定め、飼育を正当化する研究⁽⁵⁾で、「コンパニオンアニマル⁽⁶⁾」との理想的な「共生」言説を後押ししている。

しかし、飼主にはこのように生活の質向上に必要なペット飼育も、非飼主にとっては、生活環境の質の低下を意味しうる。ペット飼育が可能なことを売りものにする集合住宅⁽⁷⁾が市場に出回る昨今、集合住宅の居住者が遵守すべきルールを定めた管理規約によって、ペットの飼育が禁止される集合住宅もある。飼育をめぐる軋轢が訴訟に至った例(根本[2000])等を見ると、飼育禁止規約のある集合住宅においても、飼育についての飼主と非飼主の見解が一致するとは限らない⁽⁸⁾。遵守されるべき管理規約上で、飼育が禁止されていてもなお、飼主と非飼主が見解を分かち、対立する集合住宅は少なくない。そこでは、ペット飼育がともすれば非常にこじれ、裁判沙汰になるケースもある程に解決の難しい問題となっている。

とはいえ、実際には訴訟沙汰にならない集合住宅が大半である。また、自治活動等で親睦を深め、出来ることなら全面飼育⁽⁹⁾を勝ち取る

うとする飼主達の長期戦覚悟の戦法からは、法廷という公的な場での問題にはされない段階で、集合住宅内の問題として、これを捉えていることが伺われる⁽¹⁰⁾。社会問題とは、ブルーマーによれば、一定の社会的状態が選び出され、それが「社会問題」であるとして確認される「規定」の結果として生じる(Blumer[1971:301])。さらに、社会問題活動の記述に使われるインタビューなどのデータは、キツセ&スペクターによれば、「問題が定義され、再定義され、ある参加者のグループから別の参加者のグループへと引き継がれて、展開して行く過程を描きだ(すもので) …そこではさらに新しい参加者が…問題を再定義し、活動の焦点を変更するのに応じてデータの焦点も変わる」(Specter&Kitsuse [1977=1990:197])のだという。このように、法廷外の場においても、参加者同士によるネゴシエーションを通じて問題とされるものが明確化されたり、さらにそれに対して申立てがなされる等の応酬を通じて問題は定義され、展開されていくものである。このようにフォーマルな段階での応酬も、インフォーマルな日常世界に端を発している。訴訟提起されていなくとも、当事者達の間ではある種の問題を感じ、経験していると捉えられる限り⁽¹¹⁾、かかる段階に照準する意義は大きい⁽¹²⁾。

飼育禁止規約の存在にも拘らずペット飼育でもめる集合住宅では、規約の運用が空文化や一律遵守のいずれかに定まらず、二転三転している。例えば、当初は放置されていた(規約違反

行為だが不問にふされているという点で規約が空文化している(= α) が、規約違反であるペット飼育への住民の意識が問われ直し、飼育可能に向けて規約を緩和する改正案が出されたり(違反だが柔軟に取り組むべき現実として扱われる= γ)、一転それが規約の一律遵守(規約違反行為として即刻解消が求められる= β)に戻ったり、といった規約運用の α β γ 間の揺れ動きが見られるのである。そこで、本稿では裁判沙汰になるなど、公の場でのクレーム申し立てがなされる以前の段階に、つまり大半の集合住宅において見受けられる段階に焦点をあて、集合住宅での規則運用について見て行きたい。

なお、集合住宅、分譲ではことに、所有と管理にかかわる権利関係が錯綜しており、区分所有者がその仕組みを理解するのは必ずしも容易ではないという(玉田[1997:91])。そこで、入居者の管理に対する無理解や不利益改善のため各集合住宅の管理規約のガイドラインとされる標準管理規約⁽¹³⁾が存在する。しかし、管理規約は、存在はしていても実際には「強い」規制として機能するとは限らない。一種の努力規定として、象徴として使われる場合もあるし、また、違反行為自体を問題化しなかったり、実態に合わせて規範をよりゆるやかなものへと改変する場合があります⁽¹⁴⁾。ことについては、少なからぬ議論がなされている⁽¹⁵⁾。

そこで本稿では、規約違反をめぐる紛争として関心の高いペット飼育について、管理組合と飼主側との間における集合住宅内部での対立の事例を取り上げる。そして、一連の過程において、法廷ではなく、集合住宅内での規約運用がどのように揺れ動いているのか、といった点について注目する。無論、ペット飼育問題は集合住宅の数だけ多様にある。ここでは一つの試みとして、2000年から現在までのX団地の飼主への聞き取り調査や飼主の会総会への参加経験時に集められた、飼主側による飼育に関する語り

に依拠しつつ⁽¹⁶⁾、規約運用の揺れ動きを追う。更に、規約運用が揺れ動くペットならではの特性についての考察を行うと同時に、規約運用の揺れ動きに起因する、ペット飼育の問題についても考察する。調査中の複数の集合住宅の内、管理規約運用の α β γ 間の揺れ動きという特徴的な一事例に焦点をあて、その揺れ動きの背景を探る本稿での作業は、集合住宅での様々な紛争解決に向けた議論や、集合住宅でのペット飼育者が抱える難しさを分析するためには不可欠かつ重要だと思われる。ただし、時間的制約に加え、前述(註15)の社会的制約により、本稿では文書資料と飼主側への聞き取りから得られた資料しか使うことができなかった。それゆえ、本稿での議論は、あくまで暫定的な解釈である。今後、理事会側、第三者的な立場である非飼主住民への聞き取りを加えて、より包括的な分析をしていく必要があるだろう。

II. 事例検討—X団地にみる規約運用の経緯

II.1. 事例の背景

集合住宅によっては、飼育を禁じる組合も、許可する組合もある。入居開始以来20年弱、総戸数約1千戸の公団住宅X団地で、全住民の約5%を占めるペット(犬猫が主)飼主達は、現在「ペット飼育全面禁止」の管理組合規約(以下、規約)に違反した状態にある。X団地では、規約違反であった飼育が入居当初から行われ、実際には放置されてきた。ところが、1993年から飼育についての話し合い等が開始され、1999年以降、団地の管理組合(以下、組合)理事会は飼育を容認せず、2002年現在、飼育の可否を巡って組合と飼主の会が対立状態にある。飼主達が1998年より結成する飼主の会は、組合による「規約違反者」というレッテル貼りにも拘らず、飼育継続のため、活動を続けている。

II.2. 経緯

X団地では入居開始から空家が多く、93年頃までは空き巣狙い等が多発した。規約上は禁止のペット飼育が、組合の当時の理事長（犬の飼主）によって防犯目的で薦められたため、飼主の会の取りまとめ者の一人、A氏いわく、「わざわざ番犬を飼い始めた人もいた」。

飼育が長期間放置された後、1993年、「増加した野良猫に迷惑をこうむる住民が増え」たことへの対処を目的に、組合理事会による「犬猫問題意識調査」が行われた。野良猫問題の把握に加え、飼犬や団地敷地内を自由に歩きまわる飼猫を含めたペット飼育についての意識も問われた⁽¹⁷⁾。住民の38%からは、現行の飼育禁止条項を緩和しようとの意見もでた。1997年冬、飼主敗訴、飼育禁止のペット飼育判例が世に出てきたことを受け、理事会では「共同の利益に反する行為を除くため」飼育禁止、規約遵守への積極的取組を開始、解決策検討、飼主の実態把握の為「犬猫飼育実態等調査」を実施。第1回公開討論会を開催。

同調査の結果、検討会への100名弱の飼主の参加表明があり、98年1月、「犬猫等の条件付飼育を検討する会」開催。飼育容認派、反対派、中立派と組合役員が参加した五回の検討会の後、理事会は初の犬猫等飼育者説明会を開き、今後の飼育意志確認の為、アンケート「犬猫等飼育禁止動物の飼育意思等調査」を配布⁽¹⁸⁾。3月の第2回公開討論会では、1998年度を業務見直し年度とし、懸案への積極的取組、特に「犬猫等飼育問題」は、現行規約の可否を討議の上「全員で決めたことを全員で守る」という組合の方針が表明された。

1998年5月、1月の飼育意思等調査の結果をふまえ、規約改正案（犬猫飼育は依然禁止、小動物に限り飼育細則を設定し飼育可）が、理事会通常総会で決議されるが、継続審議を望む理事長あて嘆願書（犬猫飼主に加え、453名の署名）

が出され（以下、括弧内は筆者による）、理事会審議の結果、「犬猫飼育禁止の遵守措置等検討会」が設置。「検討会」委員は、飼育者、非飼育者（飼育反対派か中立派）各5名が就き、担当理事がオブザーバー参加。1999年3月までに案を作成、理事会承認を得ることとされた。1998年12月、検討会が答申案を出す、犬猫の処分・期限を「自然死」に委ねる点や、不利益を被る非飼主への不公平是正策につき「検討会答申案の内容は到底受け入れ難い」と理事会審議は判断。1999年1月、審議期間を残したまま、検討会の活動は、組合理事会の方針で一方向的に打ち切られた。

1999年2月、組合は「犬猫飼育者に対する措置」という理事会案を提出。「早期に自主的な処分（規約違反状態の解消）を求め」、年末までに処分しなければ、翌年以降氏名公表と文書での早期処分を勧告、さらには内容証明郵便で再勧告、無視の時、2000年5月通常総会で個人を特定し、法律手続を行う理事会総会案を提案、との内容であった。

1999年3月、「犬猫飼育者に対する措置に関するアンケート」（記名式）を理事会が実施。結果⁽¹⁹⁾、飼主だと名乗り出たのは57人。規約違反の解消（猶予）期限は「死亡時」か翌年末か、勧告は「氏名等の公表」か「文書」か、「内容証明郵便による勧告」や「法的措置」の必要性につき住民の意思が問われた。いずれも過半数に満たず、普通（過半数）決議を重んじる理事会は、同年通常総会で「基本的現実的な解決」を図るため、「厳しい条件と負担を遵守できる人（飼主）に一代限りの飼育を容認」した。この時点で理事会は、規約の一部改正という議案の総会決議は普通（過半数）決議で良いと判断していたが、組合理事会の理事長、副理事長、総務担当が集合住宅管理の相談窓口とされる日本総合住生活マンション相談センター、日本住宅管理組合連絡協議会、住宅都市整備公団Y地

域支社等に確認した結果、規約改正には特別多数（4分の3以上）決議が必要と判明。

特別決議が必要と判明した以上、過半数での可決を有効とするのは、フェアでないからと、再度、一代限りの飼育容認についてアンケートを実施し、容認の可否を特別決議で判断することになった。副理事長は「理事会として完全な方法を取らないと管理組合運営上禍根を残す」と説明したという。全飼主は、飼育容認の白紙撤回に全員が落胆、やむを得ずアンケート実施を承認。99年7月に「飼育実態等の把握のため記名式で」実施、8月に結果が発表されたアンケートでは、一代限り飼育容認は否決された⁽²⁰⁾。

9月、現行の禁止規約が再確認されたとして、規約違反の早期解消を求める旨、組合が通知。11月、理事長名で第1回勧告書が出される。2000年1月25日発行広報で飼主部屋番号・氏名を公表、2月10日付広報では、団地内・契約駐車場抽選に関し「常習的・継続的に規約を遵守しない人」は、理事会で不適格と判断し、申し込みを断る場合がある旨発表。併せて、組合役員等への優先割当の特例が記載。2月25日付広報にて、事前申し出で可能だった理事会の傍聴に関し「傍聴ルールを定めた」との記載。実質的には傍聴不可となる。3月6日、5月11日、理事長名で第2回、第3回勧告書が届く。団地内バス停横掲示板への規約違反者の部屋番号・氏名の貼出し等が依然行われている。

II.3. α と γ の間の揺れ動き

なお、既存の集合住宅での規則を巡る議論の中では、集合住宅での規則という特性から規則そのものが「強い」規制力を持たないという意味において、その違反が問題化されない（＝空文化）ことが強調されている。他方、集合住宅の権利主体や紛争当事者が複雑になることから、管理組合が規則を空文化させずに、遵守させる方向性に至る事も主張されている⁽²¹⁾。2章

での経緯を見る限り、X団地においても、こうした α と γ の間の揺れ動きが存在していた。規約運用のこうした揺れ動きの背景には、当然のことながら、規約遵守の必要性や、人間関係、関連判例の動向なども相俟って、様々な要因が存在するだろう。実際のところ、入居当初から93年ごろまでは、理事会でも不問どころか、当時の理事長によって飼育が「推奨」されていたわけで、これは同理事長の「犬好きだった」というパーソナリティ特性や、空き巣狙い防止といった居住環境が少なからず要因だったように思われる。III章では、II章で見てきたこうした規約運用の揺れ動きを、飼主の会—理事会間の相互行為過程に即して纏める中で、規約解釈の揺れ動きに以下で見てゆくペットの諸特性が作用した点についての分析を更に深めてゆく。あわせて、ペットの持つこれら複数の特性の間を、飼主のペット定義もまた揺れ動いている点についても見てゆきたい。

III. 規約運用の揺れ動きとペット定義の揺れ動きについて

III.1. 93年以前

まず、93年以前について検討する。この時期の理事会対応を見ると、規約は「空文化」していた（＝ α ）。それどころか、防犯対策としてペット飼育の推奨まで行っていた。飼主の中には、それに対応してペットを飼う人もいた（＝ α ）。既に、この時期の理事会—飼主関係の配置や、こうした言説構造の中に、現在にいたる紛争顕在化の火種はあったと言えよう。この段階では、防犯対策に役立つという「ペット有用」言説に従い、空文化が積極的に押し進められたと読める。つまり、規約運用の揺れ動きに作用したペットの特性の1つめとして、防犯対策となる、いわゆる「所有物」としてのペット「有用言説」による規約空文化の押し進めが見られる。

その際、飼主側でも、防犯対策での飼育を無意識に暗黙に受け入れた時点で、ペットを「所有物」として扱うことを承認していたといえよう。しかしながら、その後、防犯対策が必要無くなってもなお、飼主たちは一貫して「93年までは防犯対策での飼育が奨励されていた」ことを正当化の理由とし続けていくことになる。しかし、非飼主からすれば、防犯目的で認めたのだから、その必要が無くなれば、飼育を中止せよと言うのは正論といえる。ペットがコンパニオン（アニマル）だというのであれば、93年までの時点でも、防犯目的だけでなく、コンパニオンとしても飼育したい旨を、正式に提案すべきであった。しかし、そうすることはせず、ペットの特性が以下で見ていくように複数あることを利用して、都合のいい部分だけを押し出している、また、そうしていながら、それには無自覚なのではないだろうか。そうであればこそ、一部の非飼主からは、飼主たちはわがままな住民だと見られるのかもしれない。そのように考えると、93年までの防犯目的での飼育奨励を空文化としてとらえるのは、飼主側の視点であるともいえよう。

93年の「犬猫問題意識調査」では、「飼育」の現状について住民に規則「違反」か否かを問うている。この背景には、この時期の住民増加により、規則運用での融通がペットのみならず他の面でもきかなくなってきたため、規則を厳密に定める・あるいは運用することでこうした問題を解消しようとする動きがあった。この調査時点が、現状の飼育が規約に関わる「問題」に収斂されていく最初の段階であると言えるが、実際には規約の厳密な運用はない状態であった。

III.2. 97年冬から98年末

第一の重要な分岐点と思われるのが、97年冬から98年末までである。この過程では理事会は

規約の一律遵守を基本として動く（ α ）。ここで規約運用が問われるようになった背景には、97年冬、ペット飼育と規約遵守に関して争われた他の集合住宅の事例で、飼育禁止判例が出されたことがある⁽²²⁾。それらの判旨に鑑み、共同の利益に反する行為を除くためには規約遵守が必要である以上、規約違反である飼育は、規約違反だからいけない、と規約の一律遵守・規約違反状態の即刻解消を組合側が提起する（ β ）。並びに、98年1月以降、同年をペンディング事項の一扫を目指した「業務見直し年度」とする理事会の意向が駆動因となり、理事会において規則遵守への動きが生じ、そこで具体的な実態調査へ至っているように見うけられる。ペット飼育問題も含め、検討会等の開催の後、現行の飼育禁止規約の是非自体を組合員全員で討議・検討し、「全員で決めたことを全員で守る」趣旨で行動するという管理組合のスタンスが表明された。ここでは、ペット＝生活に必要なというペット飼育への住民の後押しがあるため、飼育禁止規約に依拠して規約違反解消に邁進する（ β ）ことよりも、規約と乖離する現状への柔軟な対応へのおれが見られ、既存の禁止規約自体の是非が問われている（ γ ）。あるいは、少なくとも β を徹底化出来ない状況にあった。その後、紛争が顕在化・激化する中でも、非飼主住民の後押しゆえ、ストレートに、また確実に（ β ）に向かわずに、規約運用におれが見られる。規約運用の揺れ動きに作用したペットの特性の2つめとして、このペット有用言説が共有されることによる、規約運用の β への押しとどめが挙げられる。

III.3. 98年5月から99年1月

第二の分岐点は、98年5月から99年1月までであった。98年5月、小動物に限り飼育可とする改正案が、管理組合総会で決議され、一旦犬猫飼育の即刻禁止（ β ）へ揺り戻す。調査結果を

見ると、飼育への意思がある者が多かったため、規則厳密適用で「違反」であることを明確にする必要があったのかもしれない。これに対し、飼主の会では、嘆願書を提出すること、つまり「規約」をゆるめる、あるいは穏便な運用を求めることで対抗している。これを受けて、一時的には穏当な規約運用（ γ ）がなされ、検討会が設置された。ここで生じているのは、飼育の現状が規約問題に収束していく第3ステップであり、この段階においては、理事会・飼主の会双方が「規約」を巡る問題としてペット問題を位置づけるようになってきているのがわかる。かつ理事会・飼主の会が、集団として顕在化し、対立していく伏線となっているように思われる。

更に検討会での答申内容を見ると、犬猫の処分を「自然死」に求めるということは、裏返してみるならばその意味内容は一代飼育容認案をさす。検討会のメンバーが飼育者・非飼育者（中立）・反対派の3つの立場から構成されていたため、規則厳密運用に傾く可能性もあったが、集合住宅の「世論」の後押しとしてのペットの3つめの特性がここには現れている。

この時には、「むしろ小動物より犬猫の方が、簡単には別れ難いのに…そう簡単に禁止する前に、もっと話し合わなくていいの？」とか言って応援してくれる人もいましたね…（A氏）

ここでは、禁止規約の対象とされるペット（ここでは犬猫）のもつ、「簡単には別れ難い」といった、禁止や違反状態の「解消」を一律に行うことを憚らせるような特性が挙げられている。そして、こうしたペットの「簡単には別れ難い」特性ゆえに、一律排除すべき「規約違反」（ β ）という規約運用に躊躇を感じる人が、飼主以外にも存在していることがわかる。犬猫飼育者だけでなく、非飼主の署名も集められ、継

続審議の嘆願書が出されて「検討会」設置が決定し、ペット飼育は再度（ γ ）へと揺り戻したからである。嘆願書の提出によって総会決議を覆し、「検討会」設置を決定したということは、こうした非飼主にとどまらず、理事会側でも、一律排除すべき「規約違反」という運用を貫くことには何らかの躊躇があったのだろうと思われる。少なくとも、「規約違反」という運用を貫くことが困難となり、ひいては、規約自体を問い直す必要性が感じられるようになった経緯からは、ペット飼育に対する規約のあてはめが、何らかの理由で簡単にはいかず揺り戻される様子が見うけられた。こうしたペットの特性が、検討会設置にも働き、答申にも働いたのであろうか。これに対して理事会は、こうした動きは、事実上規約改正案をつぶすものであると捉え、検討会活動を「不利益を被る非飼主への是正案不足」として却下し、打ち切ってしまった。

ここに見られるのは、規約を事実上、「一代飼育」として容認する形で変更を迫る、という検討会の答申内容の背景に、「簡単には別れ難い」というペットの3つめの特性があったことである。これに対し、理事会はこれを、規約改変に繋がるものと受け取り、表立っては別の理由で却下している。つまり、規約の内容に行為者双方の主張が更に収斂すると同時に、「簡単には別れ難い」といった、禁止や違反状態の「解消」を一律に行うのを憚らせるようなペットの3つめの特性によって、対立のさらなる顕在化が生じている。この後も、規約運用は揺り戻しも含めて何度も揺れ動く様子が見られる。

III.4. 99年2月から6月

第三の重要な分岐点は、99年2・3月であった。理事会側が一代限り飼育容認に規約改定するという検討会案を却下し、規則の厳密運用を主張する案を提示したのに対して、この過程で生じた事は、まず99年3月の怪文書の応酬であ

った。チラシによる飼主達の対抗的定義に対する、理事会による怪文書扱いには、理事会側の「規約違反解消」への姿勢が貫かれている。このチラシの一件が、変なチラシを撒かれて、それに一々対応するよりも、規則で縛った方が効率的という判断の動因となったようだった。それを伏線に、99年3月のアンケート内容が「規約」を巡る事柄のみに集中させられていくことになった。ここに見られるのは、飼主側の反論と理事会の応戦の中で、理事会が「規約」で縛った方が効率的、という駆動因を更に高めることになったことである。さらに、「飼主の会」と「理事会」との顕在的紛争の激化であった。

ここでは「規則」による対応が強められている。その理由として、ペットについては「厄介なこと」を言う人々が多いが、個人の持ち物と見なしうるので規則で縛れるであろうとみなされている点が挙げられよう。これが、ペットの特性の4つめである。つまり、ペットは物である、というペットのいわばモノ視による、規則化への縛りが進んでいった。

その後、99年6月までが第四の分岐点である。3月の「措置アンケート」の内容で争われたことは規則運用を巡る3点であった。①即刻処分（翌年末まで猶予）か一代飼育容認（ペットの自然死を待つことによる）、②勧告の方法と罰則の効き具合（氏名公表か匿名性を保つための郵送か）、③法的措置をどこまで取るか（内容証明郵便に留めるか、法廷に持ち込むか）、つまり、法廷「以前」の場で事を済ませるか、法廷の場に持ち込むかといったことである。ところが、いずれも過半数に達しないため、当時理事会が考えていた過半数決議を実施。結果、ペット飼育不可に持ち込めないことになったが、通常総会では「基本的現実的な解決」のため、一定の条件付きで一代限り飼育へと規約改定を実施⁽²³⁾。このうち、②だけは匿名性を保つ郵送が過半数得点であったのに、後に理事会は氏

名公表に踏み切っていることから、後に述べるように理事会の意図として「規約遵守=ペット不可」・「違反取り締まりの強化」への意思を反映させたものとして読める。つまり、ここで起こったことは、飼育を規約問題へと収斂させてきた飼主・理事会双方にとって、「一代飼育可」という規約運用問題への更なる収斂であった。さらに、このように票が割れたのはペットの特性ならではであった。

つまり、ここでは、飼主・非飼主双方の納得いくように、規約の方を飼育の現状に合わせて再組織化しようとする動き（ γ ）が揺り戻しとして見られた。しかし、理事会側が「一代限り飼育」を認める方向に走ったこの辺りの妥協案とも言える β から γ の揺れ動きは、ペットが個人のQOLを上げるのに重要である一方、遠からず死ぬ「生き物」であるという特性から生じたように見うけられる。この点で、騒音等他の集合住宅での問題に比べて悠長ともいえる、ペットが自然死するまで待つという妥協案になったようにも思われる。ここから、ペットの特性その5として、「QOLを上げる存在だが、いずれ死ぬ」という点が挙げられる。この特性こそが、この時期の β と γ との間の揺れ動きを左右しているといえるだろう。あるいは、ここで既存の禁止規約の見直しを図らせたのは、ペット自体の持つ特性というよりも、ペット飼育禁止に躊躇を覚える住民意識を尊重しての判断であったのかもしれない。しかし、少なくとも、住民にそうした意識を覚えさせたのは、ペットの持つこうした特性ゆえであろうし、それを受けて理事会が「一代限り飼育」案を出したのは、まさに、いずれ死ぬ生き物であるというペットの特性を受け、この問題の自然消滅の可能性を含んだ上でのことであるとも考えられよう。

III.5. 99年7月から現在まで

最後に第五の分岐点が、99年7月から現在ま

での時期である。この段階では、理事会はかなり強硬に β 化を押し進め、「違反者」として飼主をラベリングして否定的自己を現象させたり、理事会からの締め出しを行っているといえる。この点について、理事会が98年に検討会打ち切りを示唆した際に理由として挙げている「不利益を被るのは非飼主」であるというペット飼育から切り離せない特性、つまり「周囲に迷惑を与える存在としてのペットやその飼主」でもある、というペットの特性が β の貫徹を可能にしたと思われる。

対する飼主の会も、規則遵守ということもあるが、自分は周囲に迷惑をかける飼主ではないことを証明するために、美化活動等に邁進し、2つめの特性「ペット有用言説の共有による β への押しとどめ」で先述したような非飼主住民からの支持を得ようとする。そこで、「周囲に迷惑を与える存在としてのペット・飼主」ではないことを証明しようとする中で、 β の貫徹を阻止しようとし、かつ権利奪回(γ 化)を狙っている。以上をふまえると、「周囲に迷惑を与える・与えない存在としてのペット」というペットの特性を巡る競合が現時点で起きている点が、ペットの特性その6として挙げられよう。

これに関連して、今現在の「ペット」と飼主という「自己」と周囲の関係性で起こっている営為としては補償努力(石川[1992])がある。飼主の語りによれば、彼らは飼育という規約違反行為以外に関しては、迷惑行為はせず、良い住民だとみずからを認識している。そこで、「周囲に迷惑を与える存在としてのペット・飼主」ではないことを証明しようとする補償努力を行っている。具体的には、週末の美化活動を行うことで、規約違反をしていても、実際には住民の一員としては「迷惑」はかけていない、という非飼主へのアピールを行っているのである。飼主達は、迷惑行為でない限り「適正飼育」は許されると考える。美化活動や自治会活動に積

極的に参加する飼主達は、違反者ながらも、良き住民という肯定的なアイデンティティ項目を実際に獲得することで、否定的な違反者たる自分を返上しようとする「補償努力」(石川[1992:28-29])を行うのである。

こうしてみると、理事会による規約解釈の揺れ動きが見られるのと同様に、飼主によるペット定義も、複数のペットの特性の間を揺れ動いている。そして、その揺れ動きは、単に飼主の無意識的な内面における定義のみならず、非飼主に対する態度にもこのように影響しているところから、ペットの社会的定義といえるものにおいても揺れ動きが見られるといえるだろう。

IV. ペットの特性を支える諸言説について

IV.1. 揺れ動きとその背景

III章では、飼主の語りから、飼主—理事会間の相互行為過程に定位し、集合住宅で近年増加するペット飼育に関する規約運用の揺れ動きについて検討するとともに、飼主側によるペット定義の揺れ動きについても分析してきた。その結果、理事会に対して一貫性を要求している飼主自身が、自身の中での定義の揺れ動きには無自覚である様子が見受けられた。理事会、飼主のいずれもが、自分の側で生じている揺れ動きを認めようとしない、あるいは、無自覚であり、相手側の揺れ動きにのみ目がいってしまっている状態であった。このような状態こそが、X団地の理事会・飼主相互に強い不信感を醸成してしまっており、そして、かかる不信感こそが、こうした対立を生じせしめている様に見受けられた。

理事会側による規約運用の揺れ動きの背景には、規約遵守の必要性や、人間関係、関連判例の動向なども相俟って、たしかに様々な要因が存在するだろう。しかし、IIで見られたように、ペットの有する複数の特性の影響が見うけら

れ、それに伴って評価の揺れ動く飼主達は、飼育以外の局面でも不利益を被っていた。本稿の経緯を見るならば、様々な諸要因よりもむしろペットの特性、より正確に言うならばペットへの眼差しこそがペット飼育問題を β にも、 γ にも定位出来ないような揺れ動き、という位相に落ち着かせている、という点に注目したい。つまり、本事例においては、集合住宅での規則運用、並びに集合体での紛争の経緯に際してペットの複数の特性が強く作用した点が強調できよう。これは本稿で得られた知見の一つである。こうしたペットの特性を支えるような諸言説について以下では述べていく。

IV.2. 規約運用の揺れ動きとペットの法律上の位置付け

規約運用の揺れ動きの背景には、ペットの特性の影響がみうけられたが、それを後押しすると思われるのが、ペットの法律上の位置付けである。ペット定義に関しては、法的認識と経験的認識との間にも不一致がある点、複雑化し、多義的なものとなっている。生き物で、家族同様に扱われる実態とは異なり、ペットは法律上では⁽²⁴⁾人間の「所有物」である⁽²⁵⁾。そうしたペットを日常生活で継続的に世話することで飼主という役割が創出され、飼主にとってのペットの重要性が増して行く。ペットとの間のそれまでの生活史や、その先の一緒の暮らしを想起させる「家族」として、多くの飼主には、経験的には「家族同様」と言われ、主観的には重要性を付与される。この点で、飼主にとってのペットの実態は、法律上の定義や非飼主による定義とは異なっている⁽²⁶⁾。こうしたペットのもつ多義性ゆえ、理事会にとっては、処分を要求する必要の生じた場合は、ペットは厄介な存在になりうる。飼主には簡単には処分出来ないし、とはいえ周囲が家に踏み込んで引きずりだすことも出来ない。離れた場所への移動も、定期的

な世話が必要となると難しい。ピアノとは異なり、「中古」ペットの譲渡市場はほとんど無く、引取り手探しも難しい。

IV.3. 飼主のつらさとペットの特性

X団地に見られた規約運用揺れ動きの過程では、飼主達に付与される評価もまた揺れ動いている。 α の時には一住民として、 β の時には<違反行為>者、 γ の時には飼主であるとして区別はされるが、対等な話し合いを許される住民、という3つの評価の間を、ペットの飼主であるがゆえに、揺れ動かされているのである。そして、規約運用の α 、 β 、 γ 間の突然の揺れ動きによって、飼主達は、飼育についての自らの認識が覆されたと感じるだけでなく、名乗り出の失敗に見られるような予測のつかないつらさを、いわば「問題経験」を引き起こしてもいるのだと思われる⁽²⁷⁾。「ほんとになまじ行動に出なければねえ、そのまま問題なく飼っていたのに」という飼主の一人は、名乗り出たことを後悔しているようでもある。

X団地では現在は小康状態を保ち、理事会も具体的な排斥運動には出ていない。しかし、「またいつ理事会が動き出すかもしれないから、気が抜けませんから」(同)と会の活動をやめることはできない。活動をやめることは、ペットとの生活をどこかで断念させられることにつながるからである。活動とはいっても理事会に対しては「刺激をしないように、じっと待っているほかない」。それでも、「その間も訴訟になった時のために、お金も用意しておかなくてはいけないし、いろいろ弁護士の先生にご相談に伺ったりしているわけです」(同)。役員達は、片時も気を抜けない、終わりなき戦いとして会の活動を捉えている。

ほんとにくたびれますね。どこまでやればいいのかって、…

もえつきちゃうっていうか、つかれちゃうんです… (B氏)

自分では「家族」とも思うペットの飼育に関して立ち現れる、こうした「問題経験」は、飼主にとっては、つらさにつながっているのである。

IV.4. まとめ

本稿では、集合住宅で近年増加しているペット飼育について、一方ではペット飼育可公営住宅の設置等が進むほど社会的認知が進んでいるように思える反面で、他方ではともすれば非常にこじれ、解決の難しい問題となるのはどうしてなのか、集合住宅での問題の一つとしてのペット飼育について、規約運用が大幅に揺れ動くプロセスを追いながら検討してきた。ペット飼育が、放置されていた事柄から「規約違反」へと定義され直す過程で見られたのは、対象とされるペットについて、ペット定義がその複数の特性間をそれとは知らずに揺れ動かされていることに加えて、そうしたペットの特性ゆえに、一律排除をすべき「規約違反」という規約運用にとどめることが困難となり、ひいては、規約自体を問い直す必要性が感じられるなど、規約運用が揺戻しも含めて何度も揺れ動く様子であった。理事会側におけるペンディング業務一掃への志向性は、紛争を生じさせる「規約違反」の解消を志向したのであるが、結果として、その過程が紛争となってしまっていた。

本稿で得られた知見は、事例として取り上げたペット飼育という問題のみならず、集合体での規則運用・ないしは集合体というコミュニティ紛争過程における、ある種の言説の作用力といった点をも射程に含んでいるのである⁽²⁸⁾。

IV.5. 今後の課題

「コンパニオンアニマル」との「共生」言説

は、ペットを「仲間」と捉える飼主には当然視される。ペットやペット飼育への「肯定的」視座からの先行研究の多さは1で述べた通りだが、研究・言説での肯定的イメージと実社会での捉えられ方の現実との格差を埋める作業も必要だろう。そのためにもペットや飼主への否定的まなざしが法廷ではなく実生活においてかに生起するののかといった、本稿のような視点からのさらなる研究の蓄積が今後必要となるだろう。

本稿では、法廷ではなく、日常生活の場での飼主達の語りから、規約運用の揺れ動きを検討してきた。飼主と非飼主である住民との関係性においては、迷惑を掛けない限り、規約違反だからといって即座に飼育が批判されることは少なそうではあるが、非飼主との間にも「問題経験」を感じる飼主もいるだろう。飼主にはQOLでも非飼主の生活権を侵害する行為なら、非飼主はそれを容認しないだろう。非飼主との関係性も検討が必要であろう。また、集合住宅でのペット飼育をこれほどこじれ、解決し難くさせている背景要因として、以上ではペットの特性が複数示唆されてきたが、これらの数々の特性が同時に成り立っている点、つまり、さまざまな特性をペットが多義的にもっている点は、いうなればペットの「特異性」と言えるだろう。これらは、ある種異質性と同義のはたらきをしているようにも感じられる。今後、コミュニティにおける異質性排除という観点から、別稿で論じてみたい。また、ペット飼育がもたらす「問題経験」と飼主の自己のつらさとの関係については、別稿(新島[2002])で検討した通りであるが、様々なつらさにも拘らず飼育が続けられていることを思うと、飼主達にこうまでして守られるペット達の、現代の日本人にとっての存在意義とは何か、ペットとそうした関係性を築く背景要因についても、現代的自己のあり方を見る一つの方法として今後さらに検討して行きたい。

註

1. 本稿での「ペット」は、コンパニオン・アニマル（生活を共にする伴侶・仲間としての動物）という呼称が使われるような飼主との関係性を有する飼育動物を指す（盲導犬や聴導犬等の介助犬は、本稿の対象外）が、社会での利用頻度を考え、「ペット」に統一した。
2. ペットフード消費量から出された大まかな飼育率では、2000年の飼育世帯は、犬が18.1%、猫が11.5%、飼育頭数も年々増加していると言われる(ペットフード工業会[2000])。
3. 飼育中39%、機会があれば飼いたい24%、余り飼いたいとは思わない37%。全国有権者3千人への個別面接。有効回答数2248人、同回答率75%、内男性49%、女性51%(朝日新聞世論調査[1997])。
4. 一方、飼ってはいけない、は35.7%であった。わからない4.3%、その他0.2%を含めると40.2%が飼っていいとは思わない人、ということになる(総理府[2000])。
5. 既存のペット言説では、家族の代替としての肯定的側面に焦点が置かれたコンパニオン・アニマルという呼称の採用に顕著なように、飼育動物への見方の変化を受けて、獣医学、心理学等周辺学問領域ではヒューマン・アニマル・ボンド（HAB）という新領域の研究が注目されている。ここでは、飼育動物の子供の発達への影響、対人ネットワークでのペットの機能、飼育によるストレス低減等、様々なペットの「効用」が報告されている。
6. 実社会での使用頻度や認知度は未だ低く、圧倒的にペットという言葉が使われていることにはかわりないが、関連学会を中心に、コンパニオンアニマル、伴侶動物という呼称への切替が叫ばれて久しい。辞書では「愛玩動物；溺愛されて（だめになった）子供…」等と訳されるペット（pet）という言葉への疑念や反発として提起されたものである。
7. 平成13（2001）年2月に都市基盤整備公団による「公団におけるペット共生住宅の導入について～ペット共生住宅検討委員会の報告及び試行実施～」が発表され、委員会の検討結果を踏まえて、東京都江東区に都市基盤整備公団のペット共生賃貸住宅「潮見駅前プラザ一番街」11階建て1棟（145戸）が平成14年3月から試行的に導入された。これまで可能だった小鳥と魚類のほかに、犬、猫、ウサギ、ハムスター、モルモット、フェレット、リスのみが飼育可能。緊急時の管理や近隣への影響などを考えて、犬と猫は体重約10キロ以下のどちらか1匹だけに制限。公団はほかに1、2棟でペット共生を試し、トラブルがなければ増やしていく考え。居住者には飼猫にマイクロチップの埋め込みを義務化するなど、新しい試みが試行されている。
8. ペット裁判事例として名高い横浜ペット裁判では、分譲マンション管理組合が、飼主E氏に犬の飼育の差止めを求め、司法判断が注目された。E氏の入居時、規約には飼育に関する条項は無く、後に禁止条項が臨時総会で設置。その後もE氏は「飼育には細心の注意を払い、他の居住者に迷惑はかけていない。また犬の飼育は長男の自閉症治療に効果がある」と主張し飼育を続けたが、地裁・高裁判決共にE氏敗訴。高裁は、飼育は他の住人に影響を及ぼすおそれがあるとし、禁止規約の有効性を認め、迷惑行為か否かに拘わらず、規約に反して犬を飼うことは、マンション住民の「共同の利益に反する行為」にあたる、またペット飼育が、飼主の生活・生存に不可欠なものではない、と判断した(根本[2001])。
9. 飼育可集合住宅でも、飼育中のペットが死ぬまでは飼育を認め、それ以降は新たに生まれた子供も含めて飼育禁止とする「一代限り」の飼育のみを認可する集合住宅が多い。これに対して「全面飼育」認可とは、現在飼っているペットの飼育のみならず、その子供の飼育も含め、新たにさらにペットを飼い始めても良いという、全面的にペット飼育を認めるものである。

10. X団地に限らず集合住宅での飼育のために結成が薦められる飼主の会については、多数の会組織の経験談等がマニュアル化され、複数のwebsite上に開示されて、相互扶助が行われている。
11. ある語りが「問題経験」であるかは、全くのところ受け取り方や「感受性」の問題とも思われる(水津[1996:28])。本稿では、法廷闘争のレベルではない、いわばセミフォーマルな紛争において、飼主がペット飼育に関して周囲の人間関係や組織との関係で感じる気まずさ、つらさを感じる限りにおいて、飼主は問題を感じているとのスタンスに立ち、その限りにおいて、それを少なくとも飼主にとっての「問題経験」と捉えている。
12. なお、かかる段階に照準しつつ、ペット飼育がもたらす「問題経験」と飼主の自己のつらさとの関係について論じている別稿(新島[2002])がある。
13. 正式名称は中高層共同住宅標準管理規約。分譲集合住宅における管理体制の根幹ともいべき管理規約の適正化を図るため、建設省により策定推進され、1982年に最初に施行された後、1997年に大幅改定。具体的分譲集合住宅とこれに適用される建物区分所有法等の関係法規との橋渡しの役割が期待されている(玉田[1997]他)。
14. 集合住宅での紛争処理に詳しい法社会学者の説明によれば、規約の機能には以下の二点がある。第一に、その規約を参照し主張の根拠としている当事者自身が当該規約を内的観点から受容しているとは限らず、第二に、規約が引用されるケースよりもマナー、常識、道徳といった「規範」が判断・主張の基準として引き合いに出されたり、端的に基準よりも自己中心的な判断に支配されるケースが多い(尾崎[1996:1508-1509])。
15. その法律的問題(玉田[1997; 2001])についての議論によれば、標準管理規約は、各集合住宅で個別具体の管理規約を作成する際の指針に過ぎず、法律ではないから法律のような強制力はない(玉田[1997:90])。また、訴訟事例を中心に紛争解決の見地から標準管理規約の意義がまとめられた論考によれば、義務違反行為の規制のためであっても、生活慣習や態様からみ、一律に規定しにくいと判断されて規約に盛り込まれていない項目も多い(篠原[1997])。紛争の回避・解決には何らかの解決指針が必要として、管理規約に期待するところはあるようだが、規約化しても守られなければ、居住者の行為規範としての役割を果たせない。日常生活に係る具体的な行為規範が多く規約化・基準化されているという諸外国とは異なり、日本の風土を考えると、必ずしも規制の強化に頼らない方がよい(篠原[1997:100]、新美(他)[2001])とも言われる。
16. 本稿では、調査の限界等から、理事会メンバーによる語りは扱わない。理事会とは立場を違える飼主側を窓口を実施してきた調査ゆえ、理事会との直接のやりとりは飼主側の信頼を失うおそれも大きく、また飼主側による橋渡しを頂けない限り難しく、今回は策を尽くした末、断念した経緯がある。飼主側には、理事会とは敵対している以上、できるだけ関わりたくない、また、外部の人間(しかも、「研究」目的の者)が介入していることが理事会に知れたら、いらぬ波を立たせることになりかねないという危惧があった。
17. A氏による。調査用紙や結果集計表等は、当時自治会役員ではなかったので未所持。
18. 結果、対象者98名中回答者95名。内訳は、飼育中止予定が7名、1代限り(飼育中ペットの自然死まで)飼育予定が64名、2代目以降も飼育が11名、その他16名。
19. 回答数938。①犬猫飼育者数：飼育中57人、無回答31人、②規約違反状態の解消(猶予)期限：飼育中犬猫の死亡時まで猶予448人、現行の即刻解消ではなく2000年12月まで猶予404人、その他54人。③氏名等の公表及び文書による勧告の可否：氏名等公表を求めるが444人、文書での勧告を求めるが554人、④配達証明付内容証明郵便での勧告及び法的措置：勧告は賛否同数、法的措置には否定的な459人が相対的多数だった。
20. 回答数は1004世帯中953、回答率約95%。飼育中が64人、飼育経験有が34人、未飼育844人、無回答が11人、飼育犬猫頭数は犬が18頭、猫53頭。問題の条件付一代限りの犬猫飼育は、飼育容認600人に対して、飼育否認317

人、無効・無回答36人。

21. 区分所有者や管理組合等、権利主体が複数存在し、紛争当事者が複雑になるために紛争解決に無関心になる居住者も多い集合住宅では、自発的紛争解決よりも、管理組合の理事会による解決が期待され、集合住宅内での紛争全般については、管理組合または管理者が解決を図りがちである(升田[1997:102])。区分所有法3条によって管理規約を定めること等ができる管理組合は、管理につき規約に定められた権利を有し、義務を負うと解される(升田[1997:103])ことから規約の一律遵守を迫ることができる。
22. 飼育禁止判例に関しては、管理規約に反して犬を飼育する区分所有者へ、管理組合が義務違反者として飼育指し止めを求めた事例や、専有部分の賃貸契約の解除と明渡しを求めた事例等(平成6年東京地裁判決[『判例時報』1519:101]、平成7年同判決[『判例時報』1571:88])があり、同時に「問題」発生を射程に収めた議論も出されていた。公団住宅での飼育問題の現況(池田[1985])、平成3年地裁判決の法学的検討(片桐[1992-93])等、いずれも飼育に関する軋轢が裁判所等の公的な場に既に「問題」として提起され、法制度に照らした判断が前提とされる議論であった。理事会のメンバーが当時これらを目にすることがあった可能性も否めない。
23. 通常総会での議決内容は、広報ほか配布資料と聞きとり資料による。
24. この点は、動物管理法を改定し、平成12年12月施行の動物愛護法(動物の愛護及び管理に関する法律)でも、罰則の緩さ(みだりに殺し傷つけたら1年未満の懲役か100万円以下の罰金; 給餌給水をやめ衰弱させる等虐待と遺棄は30万円以下の罰金)が主張される点から明らかで、ペットの法的取扱いの是非については議論の絶えぬところである。
25. 刑法上の取扱いの差は明白だ。「第199条殺人」では死刑にもなるが、ペットを殺しても「第261条器物損壊等」で3年以下の懲役又は30万円以下の罰金・科料程度である。
26. 様々な元飼主へのインタビューからは「実際の飼主—ペット関係の内実において各人の有するペットのリアリティは、所有や消費の対象といったモノ視、擬人化など既存の枠組では捉えきれぬほど多様化していることが示唆された」(新島[2001:236])。
27. ペットに関する周囲とのリアリティ分離が飼主のつらさを増す過程については、ペットロスの際の飼主のつらさの強化を取り上げた、新島[2001]を参照。ここでは、ペットロスという局面での、ペットに付与するカテゴリーのずれという側面について論じられているのに対して、新島[2002]は、カテゴリーのずれに起因して生じる、他領域への負の意味付けの貫通を分析したものである。
28. 紛争社会学(コンフリクト・セオリー)が、法の運用ないしは紛争解決過程に「マテリアル」な要素を重視するのに対して、構築主義はこれを「実体論」と批判を加え、言説分析を強調している。

文献

Blumer, Herbert(1971)“Social Problems as Collective Behavior”, *Social Problems*,18:298-306.

池田義和(1985)「公団住宅をめぐる管理問題：ペット飼育等近隣妨害問題を中心として」『ジュリスト』847:20-24.

石川准(1992)『アイデンティティ・ゲーム 存在証明の社会学』新評論.

片桐善衛(1992-93)「マンションでのペット飼育をめぐる(一)(二)」『九州産業大学商経論叢』33(3-4):25-75;129-158.

升田純(1997)「マンション紛争と当事者適格」『ジュリスト』1110:101-111.

根本寛(2001)『マンションで犬と暮らす幸福』WAVE出版.

- 新島典子 (2001) 「ペット喪失体験 (ペットロス) はなぜこんなにつらいのか? :リアリティ分離・封殺とペット喪失者のつらさの強化について」『現代社会理論研究』 11:224-237.
- (2002) 「「名乗り出ること」と「問題経験」 :集合住宅でのペット飼主の場合」『現代社会理論研究』 12:171-184.
- 新美育文他 (2001) 「特集=各国のペット法事情」『法律時報』 73(4)/903:4-41.
- 尾崎一郎 (1996) 「都市の公共性と法 :マンションにおける生活と管理」『法学協会雑誌』 113(9-12):1324-1723.
- ペットフード工業会 (2000) 『犬・猫飼育実態調査』.
- 篠原みち子 (1997) 「マンション紛争の事例と規約改正の実務的意義」『ジュリスト』 1110:95-100.
- 総理府 (2000) 動物愛護に関する世論調査.
- Spector, M. & Kitsuse, J.I. (1977) *Constructing Social Problems*, Menlo Park, CA: Cummings Publishing Company =
- (1990) 村上直之(他)(訳)『社会問題の構築 :ラベリング理論をこえて』 マルジュ社.
- 水津嘉克 (1996) 「社会的相互作用における排除」『社会学評論』 47-3:17-31.
- 玉田弘毅 (1997) 「中高層共同住宅標準管理規約をめぐる法律的問題」『ジュリスト』 1110:90-94.
- (2001) 「管理規約の発展と変容」『都市問題』 92(2):17-30.

(受稿2002年6月27日/掲載決定2002年10月28日)